



【本補助金は、山口県から委託を受けた中小企業蓄電池導入補助金事務局が事務を取り扱っています】

中 小 企 業 蓄 電 池 導 入 補 助 金 募 集 要 領

令和5年 8月17日制定

令和5年11月29日改正

【問い合わせ先】

中小企業蓄電池導入補助金事務局

相談ダイヤル 0836-52-8574

メール info@yamaguchi-tikudenti.jp

ホームページ <https://yamaguchi-tikudenti.jp>

山口県 蓄電池導入補助金

検索



留意事項

- 1 補助対象事業に係る経理事務は、適正な執行が必要です。
補助対象事業に係る経理事務に当たっては、不正または虚偽による補助金の受給や、報告書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。
補助金の受給後、不正受給や虚偽報告等と認められる場合は、補助金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- 2 重複での申請はできません。
同一の補助対象経費に対して、この補助金以外に国や県・市町などの補助金等を重複した形で申請を行うことはできません。
既に、他の補助金等の申請や事業完了報告等を行った場合は、速やかに事務局に申し出てください。
- 3 提出書類は返却しません。
提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- 4 関係書類は、事業終了後5年間保存してください。
- 5 宣誓・同意書の要件を確認し、署名又は記名の上、申請をお願いします。
- 6 本事業は予算額の範囲内で実施するため、申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、ご了承ください。

本補助金は、多数の申請を想定しています。

補助金の交付を適正かつ、円滑に行う必要があるため、提出された書類や申請内容に**不備や記載漏れ等**がある場合、**原則、返送の上**、修正いただくこととしています。**十分にご確認の上、ご提出願います。**

1 趣 旨

エネルギー価格の高止まりが懸念される中、中小企業者等が蓄電池の導入により、電気料金削減を図る取組を支援することを目的とする。

2 補助対象者

要件（各要件を全て満たす必要があります）

- ① 県内に事業所を有する別紙1に掲げる中小企業者等であること。
(県外本社の法人、県外に住所のある個人で県内に事業所を有する者を含む。)
- ② 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること。
- ③ 県内事業所において、蓄電池の導入を行う事業者であること。
- パートナーシップ構築宣言を登録した事業者については、審査において加点の対象となります。

参考 URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

3 補助対象事業

県内中小企業者等による電力使用のピークカットによる電気料金の削減や、太陽光発電の有効活用による電力購入量の削減等を目的とした蓄電池の導入

4 補助率

【蓄電池単独設置の場合】

補助率 1 / 2 以内

【蓄電池に併せて太陽光発電設備を設置する場合】

補助率 2 / 3 以内

※併設する太陽光発電設備の発電容量（kW）が、蓄電容量（kWh）の1 / 2以上を要件とします。

※太陽光発電設備の設置費用は補助対象経費に含まれません。

5 補助金の上限額

2, 0 0 0 万円

※補助額は千円未満の端数を切り捨てた金額とします。

※同一法人等が、複数の店舗・事業所等に蓄電池を設置する場合は、設置箇所ごとに上限額を適用します。

6 申請手続きの概要

(1) 補助金交付申請

① 申請期間 令和5年8月22日(火)～令和5年12月28日(木)

※令和5年12月28日(木)の消印・受付印までを有効とします。
以降はいかなる理由があっても受理できませんので、余裕をもって提出してください。

② 必要書類 別紙2-1のとおり

※ 必要書類は、ホームページからダウンロードできます。

③ 申請方法 郵送又は電子申請

※郵送の場合、特定記録など追跡ができる方法としてください。

※事務局窓口やメールでの事前の書類確認には応じられません。

※本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で順次交付決定を行います。申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、ご了承ください。

※複数の店舗・事業所等に設置する場合は、設置箇所ごとに申請が必要となります。

※代理申請不可

ホームページから電子申請が可能です。申請方法は、ホームページをご覧ください。

(2) 事業対象となる期間

令和5年4月1日(土)～令和6年2月21日(水)

※上記期間内に、補助対象設備の契約、機器設置や工事が完了し、かつ経費の支出が完了(期間内の領収証等支出証拠書類が存在)する必要があります。

※賃貸料を補助対象とする場合については、上記期間内に契約し、リース・レンタル等をしたもので、かつ期間内の経費の支出のみが対象となります。期間内の領収証等支出証拠書類が必要となります。

※上記期間外に補助対象設備の契約、機器設置や工事が完了したもの、リース・レンタル等をしたもの、経費の支出が完了したものはいずれも対象外となります。

(3) 実績報告及び補助金請求

① 報告・補助金請求締切

事業完了の日から30日以内または令和6年2月21日(水)のいずれか早い日 ※消印有効

※事業完了の日とは、機器の設置日や工事完了日、かつ経費の支出が完了した日をいいます。

② 必要書類 別紙2-2のとおり

③ 提出方法 原則として郵送または電子申請

※郵送の場合、特定記録など追跡ができる方法としてください。

ホームページから電子申請が可能です。申請方法は、ホームページをご覧ください。

※ 報告書の内容によっては事務局が事業所を訪問し、現地確認を行うことがあります。

※ 現地確認時等に補助の妥当性がない経費が判明した場合、交付決定額より減額となる場合があります。

7 補助事業の対象となる設備

(1) 蓄電池

①蓄電池（4,800Ah・セル未満）

次の(a)～(f)を全て満たすこと。

(a)蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(b)初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。

初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)
定格出力	蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。
出力可能時間の例示	① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。
保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
廃棄方法	使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

- (c) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
リチウム蓄電池部が「JIS C8715-2」の規格を満足すること。
- (d) リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。
- (e) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
- (f) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上であること。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

②蓄電池（4,800Ah・セル以上）

各市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【留意事項】

- 蓄電池は定置用であること。（可搬式は対象外）
 - 研究開発段階、中古、リユースの製品ではないこと。
 - 申請者が山口県内の事業所等に設置するものに限る。
（同一事業者による複数店舗・事業所等への申請が可能）
 - 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を受けている設備に併設するものでないこと。
- ※県内事業者からの調達は、審査において加点の対象となります。

(2) 補助対象経費の区分

県内事業所における補助対象事業に要する経費であり、以下に掲げる経費であること。

費目	対象経費
設備費	機械装置等の購入、製造等に必要経費（土地の取得及び賃借に係る費用を除く） 蓄電システムを構成する以下の①～⑤に該当するもの ①蓄電池部（リチウムイオン、ナトリウム硫黄等） ②蓄電池部制御部分（BMS等） ③電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ④蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの） ⑤付帯設備（筐体、分電盤等）
工事費	設備設置に必要な不可欠な基礎、設備の据付、電気配管等（但し、必要最低限の工事のみ。設置に必要な足場の設置、防水・補強工事等は対象） ※土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は対象外
賃借料	機械装置等のリース等に必要経費
その他	その他蓄電システムに必要な不可欠なもの

【留意事項】

- 上記対象経費に、本補助金と国や自治体の補助金との併用は認めない。
- 補助対象外経費
 - ・消費税及び地方消費税
- 太陽光発電設備を併設する場合、設備費（ハイブリッドパワコン等）や工事費等について、蓄電池システムとの経費を明確に切り分け、対象経費を明示すること。
- 自社製品を調達する場合は、利益等排除を行った経費を計上すること。

(3) 太陽光発電設備を併設する場合

「3 補助率」の「蓄電池に併せて太陽光発電設備を設置する場合」における太陽光発電設備は、次の(a)～(e)を全て満たすこと。

(a) 発電した電気（自家消費分等を除く）を補助事業で設置する蓄電地に充電するもので、原則として事業期間内に設置するものであること。

※付属機器の納期長期化等のやむを得ない事情により、太陽光発電設備が事業期間内に設置できない場合は、所定の手続きにより認められる場合があります。(Q&A P 9 : 太陽-5-6 参照)

(b) 発電容量 (kW) が蓄電システムの蓄電容量 (kWh) の1/2以上の数値であること。

※蓄電容量 (kWh) は、公称容量の値とし、太陽光発電設備の発電容量 (kW) は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とする。

(c) 再エネ特措法に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

(d) リース、PPAにより導入する場合、蓄電池の法定耐用年数である6年を超える期間で、継続的に使用するものであること。

(e) 研究開発段階、中古、リユースの製品ではないこと。

※太陽光発電設備の発電電力の余剰分について、一定の条件を満たせば、電力会社等の余剰電力買取サービスを活用した売電が可能です。(Q&A P 8 : 太陽-5-5 参照)

6 問い合わせ先(コールセンター)及び送付先

提出・問い合わせ先	郵便番号	住所	電話番号	HP
中小企業蓄電池導入補助金事務局	755-0151	宇部市西岐波区宇部 臨空頭脳パーク 11 番	0836-52-8574	https://yamaguchi-tikudenti.jp

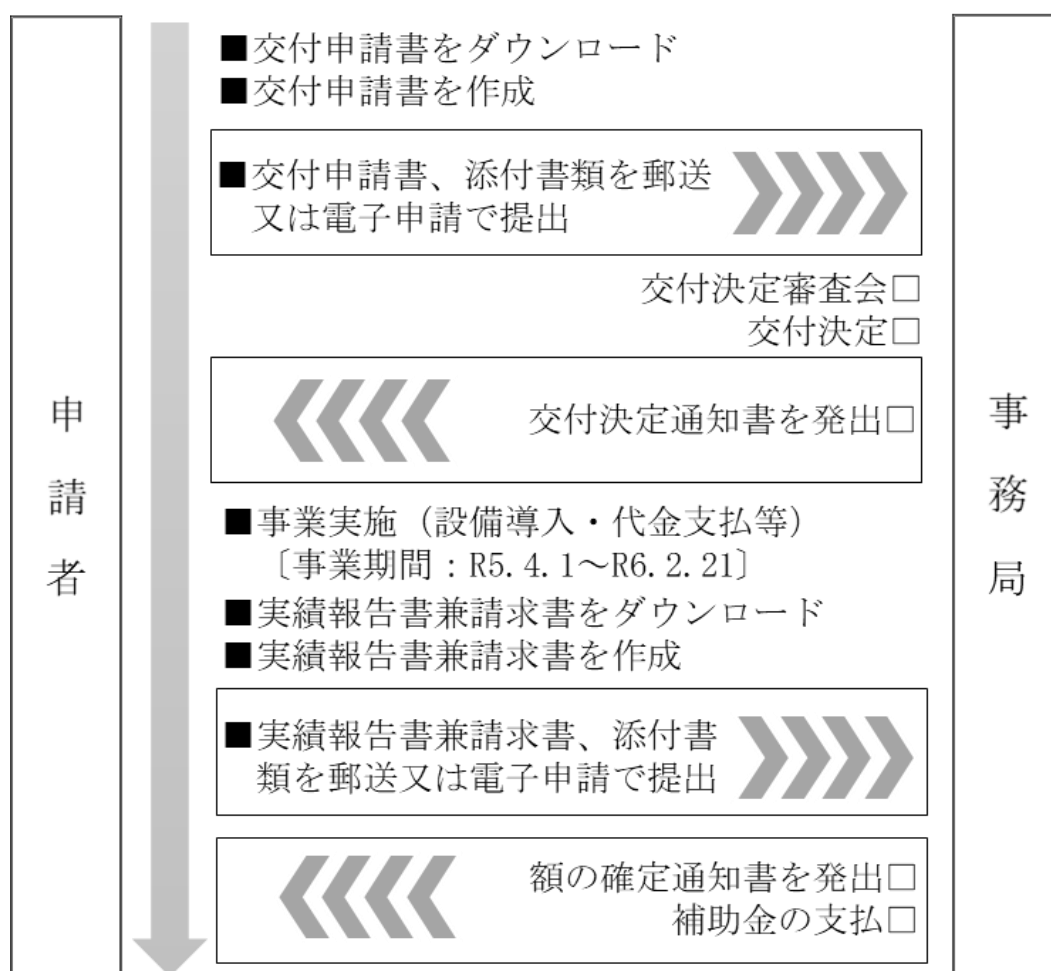
※受付時間：平日 9：00～17：00 [休業日：土・日・祝日及び年末・年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）]

※申請に関するご不明点は、コールセンターまでご連絡ください。

※事務局の開設期間は、令和5年8月17日（木）から令和6年3月15日（金）までとなります。

7 補助金の申請から支払いまで

(1) 申請から支払いまでの流れ



(※) 審査方法の流れ

①事務局が設置する審査会において、事業計画書に基づく書類審査を実施。

<審査項目>

- ・申請者の要件
- ・対象設備の要件
- ・事業計画（導入効果等）
- ・価格の妥当性 等
- ・その他（パートナーシップ構築宣言の登録、県内事業者からの調達）

②審査会の審査結果を踏まえて、補助交付事業者を決定。

③採択結果を申請者に発送（交付決定通知または不交付決定通知）。

(2) 備考

応募状況、審査結果などに関するお問い合わせには応じられませんのでご留意ください。

8 財産の管理・処分

当該補助対象事業により取得し、または効用が増加した施設改修費、備品購入費等による財産については、事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

取得財産等については、取得財産等管理台帳（第5号様式）を備え、管理するとともに、実績報告書兼請求書に添付をお願いします。

また、取得価格等が単価 50 万円（税抜）以上の蓄電池システムは、処分制限財産に該当します。処分制限期間内（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく償却期間）に当該財産を処分（補助目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）する場合には、財産処分承認申請書（第6号様式）を提出し、事前に承認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

※蓄電システムに係る処分制限期間は6年

なお、中小企業蓄電池導入補助金事務局閉鎖後については、その報告については県（産業労働部産業政策課）に行うこととなります。

別紙1 中小企業者等とは、以下のすべてを満たす事業者をいいます。

1 次のいずれかの事業者であること。

事業者区分	資本金又は出資金及び常時使用する従業員数等
個人事業主	
会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))及び士業法人	資本金の額又は出資の総額が十億円以下
医業を主たる事業とする法人	又は 常時使用する従業員の数が二千人以下
歯科医業を主たる事業とする法人	
社会福祉法人	
特定非営利活動法人	常時使用する従業員の数が二千人以下
学校法人	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	-
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金又は出資の総額が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の法人 又は 常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者

<p>酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が資本金又は出資の総額が三億円以下の法人</p> <p>又は</p> <p>常時三百人以下の従業員を使用する者</p>
<p>酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が資本金又は出資の総額が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の法人</p> <p>又は</p> <p>常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者</p>
<p>内航海運組合、内航海運組合連合会</p>	<p>直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が資本金又は出資金が三億円以下の法人</p> <p>又は</p> <p>常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの</p>
<p>技術研究組合</p>	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの</p>
<p>一般社団法人</p>	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者であること</p>

2 次に掲げる者でないこと

対象外事業者
国、法人税法別表第1に規定する公共法人及び1に該当しない事業者（農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合）等
政治団体
宗教上の組織又は法人
風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」である事業者
暴力団対策法第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

3 個人の場合で、次のいずれかの項目に該当する者であること

項目
作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）を有すること
雇用者、専従者、外注費があること
報酬の収入先が複数事業者からであること
個人事業税を納付していること

4 県税の滞納がないこと

別紙2-1 補助金交付申請 必要書類

【様式】

必要書類	備考
ア 交付申請書(第1号様式の1)	
イ 宣誓・同意書(第1号様式の2)	
ウ 事業計画書(第1号様式の3)	・電気料金削減効果及び設置スケジュール等を記載すること
エ 補助対象経費内訳書(第1号様式の4)	

【添付書類】

必要書類	備考
中小企業者等であることが確認できる書類	
1 (1) <u>法人の場合</u> 〔資本金又は出資額で確認する場合〕 ・登記簿謄本の写し(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) 〔常時使用する従業員数で確認する場合〕 ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」や「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等で税務署の押印があるものの写し	・登記簿謄本の写しは、発行から3ヶ月以内のもの
1 (2) <u>個人事業主の場合</u> ・開業届の写し ・確定申告書Bと所得税青色申告決算書で税務署の押印があるものの写し	・マイナンバーの部分は黒塗りすること ※青色申告を行っていない場合は、事務局までお問い合わせ下さい。
2 設備を設置する土地・建物の全部事項証明書	・発行から3ヶ月以内のもの ・申請者と土地・建物の所有者が異なる場合は、事業実施に係る同意書(任意様式、同意者の署名もしくは記名押印が必要)を添付すること
3 見積書	・経費区分及び助成対象経費が明確にわかるもの(経費内訳書と突合できるもの) ・ <u>2社以上の見積書が必要</u>
4 カタログ・パンフレット等	・設備の仕様がわかるもの・

5	設計書、その他工事の内容を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書及び、単線結線図[※]、システム系統図等 ・補助対象範囲を着色等で明示
6	事業実施場所の位置図・平面図・写真	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図には、導入設備と設置場所を記載すること
7	太陽光発電設備に関する書類 (併設する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・4～6に準ずる書類
8	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠 (自社製品を調達する場合)	
9	事業実施に係る同意書 (申請者と土地・建物の所有者が異なる場合)	
10	その他事務局が必要と認める書類	

※ 単線結線図等は、事業計画書や経費内訳書に記載された機器・ケーブル等を明記するとともに、パワーコンディショナー等の定格出力を記載すること。(太陽光発電設備を併設する場合は、太陽電池モジュールの出力を記載。)また、補助対象範囲と対象外範囲を色分けすること。(例：対象範囲を赤色、対象範囲外を黒色)

別紙2-2 実績報告及び補助金請求 必要書類

【様式】

必要書類	備考
ア 実績報告書兼請求書(第4号様式の1)	
イ 事業内容報告書(第4号様式の2)	
ウ 補助対象経費内訳書(実績)(第4号様式の3)	
エ 取得財産等管理台帳(第5号様式)	賃借料を補助対象経費として申請した場合で、リース等契約終了後に所有権が申請者に移転しない場合は対象外

【添付書類】

必要書類	備考
1 請求書及び領収書・振込通知書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の内訳、支払等が確認できるもの 補助対象経費以外のものがある場合は明示すること。
2 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し(振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ)が分かるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 他人名義不可
3 設計の仕様内容がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> 設計書及び、単線結線図、システム系統図等
4 工事請負契約書の写し	
5 事業実施場所の位置図・平面図	<ul style="list-style-type: none"> 平面図には、導入設備と設置場所を記載すること
6 設備に係る写真	<ul style="list-style-type: none"> 設備を設置したことがわかる<u>施工前、施工中、施工後の写真</u> 蓄電システムの全景、各構成内容、型式等がわかるもの
7 太陽光発電設備に関する書類 ※併設する場合	<ul style="list-style-type: none"> 4～6に準ずる書類 リース又はPPAで導入する場合、契約期間がわかるもの
8 自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象経費の中に自社製品の調達等がある場合
9 その他事務局が必要と認める書類	

【問い合わせ先】

中小企業蓄電池導入補助金事務局

相談ダイヤル 0836-52-8574

メール info@yamaguchi-tikudenti.jp

H P <https://yamaguchi-tikudenti.jp>

山口県 蓄電池導入補助金

検索